

北見市住民投票条例 条文解説

平成 27 年 12 月

企画財政部企画課

目 次

住民投票条例の趣旨	P 1
第 1 条 目 的	P 2
第 2 条 住民投票に付することができる事項	P 2～P 4
第 3 条 投 票 資 格 者	P 4～P 5
第 4 条 請 求 又 は 発 議	P 5～P 6
第 5 条 住民投票の形式	P 6
第 6 条 代表者証明書の交付等	P 7～P 8
第 7 条 署名収集の方法等	P 8～P 9
第 8 条 署名簿の提出等	P 9
第 9 条 署名審査名簿の調製	P 10～P 11
第 10 条 署名簿の審査及び署名収集証明書の交付	P 12～P 14
第 11 条 住民投票の執行	P 14
第 12 条 住民投票の期日	P 15～P 16
第 13 条 投 票 所	P 16
第 14 条 投票資格者名簿の調製	P 16～P 17
第 15 条 投票資格者でない者の投票	P 17
第 16 条 投 票 の 方 法	P 17～P 18
第 17 条 期日前投票等	P 18
第 18 条 無 効 投 票	P 19
第 19 条 開 票 所	P 19
第 20 条 情 報 の 提 供	P 19～P 20
第 21 条 投 票 運 動	P 20
第 22 条 成 立 要 件	P 20
第 23 条 住民投票結果の告示及び通知	P 21
第 24 条 投票結果の尊重	P 21
第 25 条 再請求等の制限期間	P 21
第 26 条 投票及び開票	P 22
第 27 条 委 任	P 22
附 則	P 22

【住民投票条例の趣旨】

この条例は、北見市まちづくり基本条例（平成 22 年条例第 108 号。以下「基本条例」という。）第 28 条の規定に基づき、市の将来を左右するような重大な問題や、市政に大きな影響を及ぼす事項について、投票という手段により直接住民の意思を把握し、その総意を市政に反映させていくための具体的な手続その他必要な事項を定めるものです。

住民投票制度には、あらかじめ住民投票の対象となる事項や発議の方法、投票資格などを条例で定め、要件を満たしたときにいつでも投票ができる「常設型」と、地方自治法に基づく住民の直接請求や首長又は議員の提案により、案件ごとに議会の議決を経て条例を制定し住民投票を実施する「個別設置型」があります。

「個別設置型」は、その都度、制度設計や条例制定が必要となり、場合によっては合意が得られず投票に至らないことも想定されますが、「常設型」は、あらかじめ住民投票の対象となる事項や発議の方法、投票資格などを定めておくため、「個別設置型」に比べ、まちづくりにおける住民の参画機会を安定的に担保することができることから、「常設型」としました。

次に、住民投票には拘束型と諮問型の 2 種類があります。「拘束型」は、住民投票の結果が出た場合、議会及び市長等はその結果に拘束され、その結果に義務を負うこととなります。これに対し、「諮問型」は投票結果に法的拘束力はありませんが、基本条例第 28 条第 2 項「議会及び市長等は、住民投票の結果を尊重するものとする。」の規定に基づき、「諮問型」としました。

現在の地方自治制度は、議会と首長の二元代表制により意思決定がなされていますが、その意思決定に住民の総意を反映させるための手段として住民投票制度があり、地方自治の基本である間接民主制を補完し、重要な政策の決定や実施に係わる議論を活性化する仕組みでもあり、この制度を通じて住民の市政参加を促進し、より安定性の高い政策の決定や実施につなげていくことができるものと考え、住民投票制度を整備しました。

北見市まちづくり基本条例（一部抜粋）

（住民投票）

第 28 条 市長は、市政に関する重要な事項について、住民の意思を直接確認するための住民投票制度を整備するものとする。

2 議会及び市長等は、住民投票の結果を尊重するものとする。

(目的)

第1条 この条例は、北見市まちづくり基本条例(平成22年条例第108号)第28条の規定に基づき、市政に関する重要な事項について住民投票を実施するための必要な事項を定めることにより、広く住民の意思を把握し、もって公正で民主的な市政運営の向上及び住民自治の進展に資することを目的とする。

【解説】

●本条は、この条例の目的を定めたものです。

本条例は、北見市まちづくり基本条例(以下「基本条例」という。)第28条の規定に基づき、住民投票の実施に関する具体的な手続その他必要な事項を定めることにより、広く住民の意思を把握し、もって公正で民主的な市政運営の向上及び住民自治の進展に資することを目的としています。

(住民投票に付することができる事項)

第2条 この条例において「市政に関する重要な事項」とは、市及び住民全体に重大な影響を及ぼす事項であって、住民の意思を直接確認する必要があると認められるものをいう。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する事項は、市政に関する重要な事項から除く。

- (1) 市の権限に属さない事項。ただし、市として意思表示をしようとする場合は、この限りでない。
- (2) 法令の規定に基づき住民投票を行うことができる事項
- (3) 専ら特定の住民又は地域に関する事項
- (4) 市の組織、人事、財務及び事務処理に関する事項
- (5) 金銭の増減又は徴収に関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、住民投票を行うことが適当でないと明らかに認められる事項

【解説】

●本条は、住民投票の対象となる「市政に関する重要な事項」と「投票の除外事項」について定めたものです。

(1)第1項について

住民投票の対象となる「市政に関する重要な事項」とは、市及び住民全体に重大な影響を及ぼす事項であって、住民の意思を直接確認する必要があると認められるものをいいます。

しかし、その具体的内容については、そのときの社会情勢を踏まえて判断されるものであり、あらかじめ確定的に例示することは困難であることから、基本的に市政に関する重要事項は広く対象とすることが適当と考え、ここでは概括的に規定しています。

(2) 第 2 項について

住民投票制度が、住民の市政への参画を進めていく上で重要な制度として活用されていくためには、できる限り対象を限定せず、基本的に市政に係る重要事項は広く対象とすることが適当であると考えます。

しかし、他法令との整合性やその結果がもたらす影響等を考慮する必要があることから、次の各号については「市政に関する重要事項」であっても投票の対象から除外しています。

① 第 2 項第 1 号について

「市の権限に属さない事項」とは、国や道の権限に属する事項で市が意思決定できないものをいいます。

(例) 憲法改正や道立病院の建設など

しかし、「市の権限に属さない事項」であっても、住民の利益や権利に深くかかわる事項については、市として意思を表明することも想定されることから、この場合は、住民投票の対象事項とすることも可能としています。

② 第 2 項第 2 号について

他法令に基づく住民投票は、日本国憲法に基づく地方自治特別法の制定に伴う住民投票や、地方自治法に基づく議会の解散の請求や議員及び長の解職の請求が定められているほか、市町村の合併の特例等に関する法律に基づく合併協議会設置協議に伴う住民投票があります。これらについては、法律上の制度があるため除外します。

③ 第 2 項第 3 号について

対象が専ら特定の住民又は地域に関することについて、直接的な利害に関わらない多数の住民意見が少数意見を封じ込めるなど、公平な投票結果が得られない可能性があることから除外します。

(例) 名誉市民賞の授与、特定の地域の学校の統廃合など

④ 第 2 項第 4 号について

住民投票は、主に政策決定に住民の意思を的確に反映させるために行われるものです。市の組織や人事、財務に関する事項は、市長の執行権に係る事項であることから除外します。

(例) 課の設置などの組織再編、部長の降格など

⑤ 第 2 項第 5 号について

地方自治法に規定する条例の制定又は改廃に係る直接請求の対象から、地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものが除かれています。これは、本質的な政策の議論と切り離して住民の負担が軽くなることのみをもって誰からも賛成が得られやすいものであり、適切な判断基準をもって投票することにならない可能性があるため除外します。

(例) 住民税の引き下げ、公共施設使用料の引き下げなど

⑥第 2 項第 6 号について

住民投票に付すことが適当でない事項であるか否かについては、基本的に前第 1 号から第 5 号に掲げた項目により判断することとなります。しかしながら、現時点では想定されない事案が生じる可能性もありうることから、概括的な項目として設定しています。

ただし、これに該当するには、前第 1 号から第 5 号に掲げた除外事項と同等の合理的理由を有する必要があります。

(投票資格者)

第 3 条 住民投票の投票権を有する者(以下「投票資格者」という。)は、市に住所を有する年齢満 18 年以上の者であって、かつ、市に住民票が作成された日(他の市町村から市に住所を移した者にあつては、住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号)第 22 条の規定による届出をした日)から引き続き 3 箇月以上市の住民基本台帳に記録されている者のうち次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 日本国籍を有する者
- (2) 出入国管理及び難民認定法(昭和 26 年政令第 319 号)別表第 2 の上欄の永住者の在留資格をもって在留する者
- (3) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成 3 年法律第 71 号)第 3 条に規定する特別永住者

【解説】

●本条は、投票資格者について定めたものです。

年齢要件については、「児童の権利に関する条約」や「児童福祉法」では、満 18 歳未満を児童として定義していること、その他、国の法制度上の年齢や諸外国の選挙年齢や成人年齢など、政治的な判断や経済的な自立も可能になる年齢が満 18 歳以上であることなどから、投票資格者は、年齢満 18 歳以上の者とします。

特に、住民投票は、市の将来を左右するような市政に関する重要事項が投票の対象であることから、若い世代の意見を反映することが必要であると考えます。

<参考>

日本国憲法の改正手続に関する法律(平成 30 年 6 月 21 日以後の期日から)及び公職選挙法(平成 28 年 6 月 19 日施行)の年齢要件は満 18 歳以上

住所要件については、公職選挙法第 9 条に「地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権について、引き続き 3 箇月以上その市町村に住所を有していること」と規定されており、住民投票でも同様に、市での生活に一定程度馴染み、地縁的關係も深く、かつ、ある程度団体内の事情にも通じていることが必要であると考えます。

また、一定期間の在住要件を設けなかった場合、対象事項によっては住民投票を目的に住所を移す等の状況も想定され、その場合、住民の意思を確認するという本来の目的に支障をきたすことも危惧されます。

こうしたことから、投票資格者は、引き続き 3 箇月以上市内に住所を有する者とします。

(1) 第 1 号について

投票資格者は、年齢要件及び住所要件を満たす日本の国籍を有する者とします。

(2) 第 2 号及び第 3 号について

投票資格者となる外国人の範囲を定めています。外国人住民も、まちづくりの重要なパートナーですが、投票資格者となるためには、一定期間以上本市に在留し、生活の基盤が確立されていることが必要と考えます。住民投票で対象とされる市政に関する重要な事項について自らの意思を表明するためには、生活や文化、政治、諸制度などの知識が身につけている必要があります。

一般的に永住者及び特別永住者は、日本での生活基盤が確立され、納税義務を負い、永住意思を示し、地域にも馴染んでいると考えられることから、投票資格者とするとし、年齢要件と住所要件は日本国籍を有する者と同様とします。

「永住者」…素行善良、独立の生計を営むに足る資産等の所有、原則 10 年以上の日本在留など、一定の要件を満たし、永住許可申請をし、法務大臣から許可された外国人。

「特別永住者」…第二次世界大戦以前から日本に住み、戦後に日本国籍を離脱した後も引き続き日本に在留している台湾、朝鮮半島出身者とその子孫。

(請求又は発議)

第 4 条 投票資格者は、投票資格者の総数の 6 分の 1 以上の者の連署をもって、その代表者から市長に対して、書面により、住民投票の実施を請求することができる。

2 議会は、議員の定数の 12 分の 1 以上の者の賛成をもって議会へ議案を提出し、かつ、出席議員の過半数の賛成により、住民投票の実施を市長に請求することができる。

3 市長は、自ら住民投票を発議し、実施することができる。

4 市長は、第 1 項又は第 2 項の規定に基づく請求があった場合であって、当該請求内容が市政に関する重要な事項であるときは、住民投票を実施しなければならない。

5 第 1 項から第 3 項までの規定による請求又は発議により住民投票を行うことができる事項は一の請求又は発議につき、一の事項のみとする。

【解説】

●本条は、誰がどのような条件で住民投票実施の請求ができるのかなどについて定めています。

(1) 第 1 項について

住民投票の実施請求に係る署名要件を定めています。署名できる者は、投票資格者であることが必要となります。必要署名数は、設定が高ければ実施が困難となり、低ければ頻繁に実施される懸念があります。住民投票は重要な住民の市政への参加制度であり、その社会的影響の大きさから一定程度の住民要望に裏打ちされたものでなければなりません。

本市の投票資格者数や他自治体の事例などを勘案し、請求に必要な署名数を投票資格者数の6分の1以上としています。

(2) 第2項について

議会の請求要件について、地方自治法第112条で議案の提出に必要な議員の賛成者数は議員定数の12分の1以上、また第116条で議会議事を出席議員の過半数により決する規定に準じ、住民投票の実施を請求できることとしています。

(3) 第3項について

市長は行政執行の責任者として、自らの判断で住民投票を実施できることを定めています。

(4) 第4項について

市長は、住民又は議会からの請求があったときは、その請求内容が「市政に関する重要な事項」であり、かつ本条の請求要件が満たされていれば、住民投票を実施しなければならないことを定めています。

(5) 第5項について

この規定では、一つの請求につき一事項の住民投票の実施を定めています。

(住民投票の形式)

第5条 前条第1項から第3項までの規定による請求又は発議に当たっては、投票資格者が容易に内容を理解できるような設問により、二者択一で問う形式でなければならない。

【解説】

●本条は、投票の形式について定めたものです。

住民投票の実施にあたっては、投票の対象事項について議論が十分に行われ、選択肢がある程度集約されているような状況で行われることが望ましいと考えます。投票の選択肢は、投票資格者が容易に内容を理解し投票できることが必要であり、投票結果に多様な解釈を生じさせないためにも、投票の形式については二者択一としています。

(代表者証明書の交付等)

第 6 条 第 4 条第 1 項の規定により住民投票の実施を請求しようとする者(以下「請求代表者」という。)は、規則の定めるところにより、住民投票を行おうとする事項及びその趣旨を記載した請求書(以下「住民投票実施請求書」という。)を添え、市長に対し、請求代表者であることの証明書(以下「代表者証明書」という。)の交付を申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、住民投票実施請求書に記載された請求内容が第 2 条第 2 項各号に該当すると認められるときは、その申請を却下するものとする。

3 市長は、第 1 項の規定による申請があった場合において、住民投票実施請求書に記載された請求内容が前条に規定する形式に該当しないと認めるときは、請求代表者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めなければならない。

4 市長は、前項の規定により補正を求められたにもかかわらず、請求代表者がその定められた期間内に補正をしないときは、第 1 項の規定による申請を却下するものとする。

5 市長は、第 1 項の規定による申請があったときは、請求代表者が当該申請の日現在において投票資格者であることを確認するとともに、住民投票を行おうとする事項が第 2 条第 1 項に該当するかを決定しなければならない。この場合において、該当すると決定したときは、速やかに代表者証明書を交付しなければならない。

6 市長は、前項の規定により、代表者証明書を交付したときは、速やかに次に掲げる事項について告示しなければならない。

(1) 代表者証明書を交付した旨

(2) 代表者証明書の交付年月日

(3) 請求代表者の住所及び氏名

(4) 前項の規定により該当すると決定をした日の前日現在の投票資格者の総数

(5) 前号の投票資格者の総数のうち、第 4 条第 1 項に規定する住民投票の請求に必要な署名数

7 市長は、第 5 項の規定により、該当しないと決定した場合は、速やかにその旨を請求代表者に通知しなければならない。

【解説】

●本条は、請求代表者となるための必要な手続きなどについて定めたものです。

(1) 第 1 項について

投票資格者が住民投票の請求の代表者になるためには、規則で定める「住民投票実施請求代表者証明書交付申請書」に「住民投票実施請求書」を添え、市長に対し申請を行うこととします。

(2) 第 2 項について

市長は、請求内容が第 2 条第 2 項に規定する除外事項に該当しないかを確認し、該当する場合は請求を却下することとします。

(3) 第 3 項について

市長は、請求があった場合において第 5 条で規定する二者択一の形式に該当しないときは、請求代表者に対し相当の期間を定めて補正を求めることとします。

(4) 第 4 項について

市長は、前項の期間内に補正をしないときは申請を却下することとします。

(5) 第 5 項について

市長は、第 1 項の規定による申請があったときは、請求代表者が投票資格者であることを確認するとともに、第 2 条第 1 項に規定する市政に関する重要な事項であるかを決定しなければなりません。すべての要件が満たされているときは、申請人に対して住民投票実施請求代表者証明書を交付することとします。

また、投票資格者であることが確認できなかったとき又は市政に関する重要な事項でないときは申請を却下することとします。

(6) 第 6 項について

市長は、前項の規定により代表者証明書を交付したときは、広く住民に知らしめるため代表者証明書を交付した旨及び交付年月日、請求代表者の住所及び氏名などについて告示することとします。

(7) 第 7 項について

市長は、第 5 項の規定により申請を却下するときは、速やかに請求代表者に通知することとします。

(署名収集の方法等)

第 7 条 請求代表者は、住民投票実施請求署名簿(以下「署名簿」という。)に住民投票実施請求書又はその写し及び代表者証明書又はその写しを添付して、投票資格者に対し、規則の定めるところにより、署名等(署名し、印を押すことに併せ、署名年月日、住所及び生年月日を記載することをいう。以下同じ。)を求めなければならない。

2 市の区域内で衆議院議員若しくは参議院議員の選挙、北海道の議会の議員若しくは知事の選挙又は市の議会の議員若しくは長の選挙が行われるときは、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 92 条第 4 項に規定する期間、署名等を求めることができない。

3 署名等は、前条第 6 項の規定による告示のあった日から 1 箇月以内の期間(前項の規定により署名等を求めることができなくなる期間がある場合においては、当該期間を除き前条第 6 項の規定による告示のあった日から 31 日以内の期間)に限り、これを求めることができる。

【解説】

●本条は、請求代表者が行う住民投票の実施請求のために必要となる署名収集の方法等について定めています。

(1) 第 1 項について

「署名簿」には、「住民投票実施請求書(写しでも可)」と「請求代表者証明書(写しでも可)」を添付することが必要となります。また、署名収集は署名資格者に対して、署名、押印、署名年月日、住所、生年月日の記載を求め、署名については、代筆署名が認められる場合を除いて、必ず自署しなければならないこととします。

(2) 第 2 項について

地方自治法上の直接請求制度では、一定期間、署名収集が禁止されています。選挙運動では、戸別訪問は禁じられていますが、条例による住民投票では原則自由であり、選挙運動と署名収集の区別がつきにくくなることが想定されます。このため、本市内で地方選挙や国政選挙が行われるときは、一定期間、当該区域内では署名収集を禁止することとします。

(3) 第 3 項について

地方自治法上の直接請求制度では、市町村の場合、署名収集期間が 1 月以内とされており、これを参考に本市の署名収集期間も 1 月以内（31 日以内）とします。

(署名簿の提出等)

第 8 条 請求代表者は、署名簿に署名等をした者の数が必要署名数以上に達したときは、前条第 3 項に規定する期間満了の日の翌日から当該日以後 5 日までの間に、署名簿を市長に提出し、署名簿に署名等をした者が、次条に規定する署名審査名簿に登録されている者であることの証明を求めなければならない。

2 市長は、前項の規定による署名簿の提出を受けた場合において、同項の規定による期間を経過してなされたものであるときは、これを却下するものとする。

【解説】

●本条は、「署名簿」に署名等をした者の数が必要署名者数以上になったときの署名審査のための「署名簿」の提出などについて定めています。

(1) 第 1 項について

請求代表者は、署名収集が終了し、署名者数が必要署名者数に達したときは、市長に対して、「署名簿」に署名等をした者が署名審査名簿に登録された者であることの証明を求める必要があります。

また、「署名簿」の整理等に要する時間を考慮して、「署名簿」の提出までに 5 日間の猶予を設けています。これは「署名簿」提出の期間の終期を定めたものであり、署名収集の期間満了前であっても、請求代表者の判断で「署名簿」を提出することは差し支えありません。

なお、提出期間の終期である 5 日目が市の休日（土日、祝日および 12 月 31 日から 1 月 5 日）に当たるときは、北見市の休日を定める条例（平成 18 年北見市条例第 2 号）第 2 条の規定により、その翌日が「署名簿」の提出期限となります。

(2) 第 2 項について

市長は、前項の規定により提出された署名簿が 5 日を経過している場合は、却下することとしています。

(署名審査名簿の調製)

第9条 市長は、第6条第5項の規定により該当すると決定をしたときは、署名審査名簿(当該決定をした日の前日現在の投票資格者を登録した名簿をいう。以下同じ。)を調製しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定により署名審査名簿の調製をしたときは、規則の定めるところにより、投票資格者からの申出に応じ、署名審査名簿の抄本(当該申出を行った投票資格者が記載された部分に限る。)を閲覧させなければならない。
- 3 第1項の規定による署名審査名簿の調製に関し不服のある者は、前項の規定による閲覧の期間内に文書をもって市長に異議を申し出ることができる。
- 4 市長は、前項の規定による異議の申出を受けたときは、その申出を受けた日から3日以内にその申出が正当であるかを決定しなければならない。この場合において、その申出を正当であると決定したときにあつてはその申出に係る者を速やかに署名審査名簿に登録し、又は署名審査名簿から抹消し、並びにその旨を申出人及び関係人に通知し、その申出を正当でないと決定したときにあつては速やかにその旨を申出人に通知しなければならない。
- 5 市長は、第1項の規定により署名審査名簿の調製をした日後、当該調製の際に署名審査名簿に登録されるべき投票資格者が署名審査名簿に登録されていないことを知ったときは、その者を速やかに署名審査名簿に登録しなければならない。

【解説】

●本条は、請求代表者から署名簿の提出があった場合における、署名等の審査を行うための署名審査名簿の調製の方法、抄本の閲覧とそれに関する異議の申出等について定めています。

(1)第1項について

市長は、署名等の審査に用いるため、代表者証明書の交付日の前日現在の投票資格者を登録した署名審査名簿を調製しなければならないことを規定しています。署名審査名簿には、代表者証明書の交付日の前日現在における投票資格者の氏名、住所、生年月日、性別を記載しています。

(2)第2項について

署名審査名簿の抄本の閲覧は、投票資格者に署名審査名簿の登録に関し異議の申出の機会を与えるとともに、署名審査名簿の正確を期すことを目的としています。

閲覧の期間と場所については、閲覧開始日の3日前までに告示いたします。投票資格者から審査名簿の抄本の閲覧の申出があったときは、当該申出人に係る部分に限り閲覧させることができることとします。

(3)第3項について

審査名簿の登録に関し不服がある投票資格者(投票資格を有すると主張する者を含む。)は、異議の申出の趣旨や理由等を記した文書をもって、市長に対し、異議の申出を行うことができることとします。

(4) 第4項について

市長は、審査名簿の登録に関して異議の申出を受けたときは、その異議の申出を受けた日から3日以内にその異議に対する決定を行わなければならないこととします。

- ・ 申出を正当と決定した場合
→ 異議の申出に係る者を審査名簿に登録、又は抹消し、その旨を申出人及び関係人に通知

- ・ 申出を正当でないと決定した場合
→ その旨を申出人に通知

※「関係人」とは、審査名簿の登録に関し、不服の対象とされた者をさします。請求代表者が複数人の異議の申出をまとめて行う場合などは、請求代表者以外の者が関係人となります。

(5) 第5項について

市長が自ら行った調査や投票資格者本人からの申出などにより、本来、審査名簿に登録されるべき者が登録されていないことを知ったときは、速やかにその者を審査名簿に補正登録することとします。

(署名簿の審査及び署名収集証明書の交付)

第 10 条 市長は、第 8 条第 1 項の規定により証明を求められたときは、その日から 20 日以内に署名簿に署名等をした者が署名審査名簿に登録されている者かどうかの審査を行い、署名等の効力を決定し、その旨を証明しなければならない。

2 市長は、署名の効力を決定する場合において必要があると認めるときは、関係人の出頭及び証言を求めることができる。

3 市長は、前項の規定による署名等の審査が終了したときは、その日から 7 日間、署名簿を関係人の縦覧に供さなければならない。

4 署名簿の署名等に関して不服のある関係人は、前項に規定する縦覧の期間内に文書をもって市長に異議を申し出ることができる。

5 市長は、前項の規定による異議の申出を受けたときは、その申出を受けた日から 14 日以内にその申出が正当であるかを決定しなければならない。この場合において、その申出を正当であると決定したときにあつては速やかにその旨を申出人及び関係人に通知し、その申出を正当でないとして決定したときにあつては、速やかにその旨を申出人に通知しなければならない。

6 市長は、第 3 項に規定する縦覧の期間内に関係人の異議の申出がないとき又は前項の規定による全ての異議について決定をしたときは、その旨及び有効署名等の総数を告示するとともに、署名簿を請求代表者に返付しなければならない。

7 市長は、前項の有効署名等の数が第 6 条第 6 項第 5 号に規定する住民投票の請求に必要な署名者数を超過していることを確認したときは、住民投票実施請求署名簿証明書を請求代表者に交付しなければならない。

【解説】

●本条は、市長に提出された署名簿の署名等の審査方法、審査後の署名簿の縦覧及びそれに関する異議の申出、有効署名数の告示などについて定めるものです。

(1) 第 1 項について

市長は、請求代表者から署名簿が提出され、署名等の証明を求められたときは、署名等をした者が審査名簿に登録されている者かどうかについて審査を行い、署名等の効力を決定し、印をもって有効、無効である旨の証明をしなければならないこととします。

・署名等の審査に当たり、次に該当する署名等は無効とする。

①この条例や施行規則に定める正規の手続によらない署名等

②何人であるかを確認し難い署名等

③第 4 項の規定により、詐偽又は強迫に基づく旨の異議の申出があった署名等で、市長がその申出を正当と決定したもの

・市長は、同一人に係る 2 以上の有効署名等があるときは、そのうちの一つを有効と決定する。

・署名審査を行う期間は 20 日以内とする。

(2) 第 2 項について

市長は、署名等の効力を決定するに当たって必要があるときは、関係人の出頭及び証言を求めることができます。

(3) 第 3 項について

署名簿の縦覧は、署名の効力の未確定な署名簿を関係人の縦覧に供し、署名の効力を確定させることを目的としています。

関係人とは、署名簿の署名等の効力に関して直接利害関係を有する者をいいますが、直接利害関係を有するか否かは縦覧の結果初めて明らかになるものであることから、審査名簿に登録されるべき者全員が関係人ということになります。

市長は、署名等の証明が終了したときは、7日間（土日、祝日等を含む。）、署名簿の縦覧を行うこととします。縦覧の期間と場所については、市長があらかじめ告示することとします。

(4) 第 4 項について

縦覧に付された署名簿の署名等の効力に関し不服のある者は、第 3 項に規定する縦覧期間内に、異議の申出の趣旨や理由等を記した文書をもって、市長に対し、異議の申出を行うことができます。

異議の申出ができるのは、署名簿の署名等についてであり、署名自体に関することはもちろん、署名を求める手続等の瑕疵を内容とする署名に関する事項や署名簿そのものの効力を争う場合も含まれます。

- ・署名簿の署名等に関し不服のある関係人とは、次の者をさします。ただし、投票資格者であっても、ここにいう当該署名等に直接利害関係を有しない者は、異議の申出をすることができません。

①請求代表者及び受任者

②署名者

③他人に自己の名を偽筆された者等、署名の効力の決定に関して直接利害関係のある者

(5) 第 5 項について

市長が異議の申出を受けたときは、その日から 14 日以内にその異議に対する決定を行わなければならないこととします。

- ・申出を正当と決定した場合
→ 署名等の証明を修正し、その旨を申出人及び関係人に通知
- ・申出を正当でないと決定した場合
→ その旨を申出人に通知

(6) 第 6 項について

市長は、縦覧期間内に異議の申出がないとき、又はすべての異議に対する決定を行ったときは、署名簿の末尾に署名総数並びに有効署名数及び無効署名数を記載し、請求代表者に返付しなければならないこととします。

市長は、署名等の効力の決定に関し、関係人の出頭や証言を求めた次第や、無効と決定した署名等についての決定の次第など必要な事項を住民投票実施請求署名審査録に記載します。住民投票実施請求署名審査録は、公の記録として、署名等の効力を争う場合の証拠となるものです。

(7) 第 7 項について

市長は、署名の数が確定し、当該署名の数が第 6 条第 6 項第 5 号に規定する住民投票の請求に必要な署名数を超過していることを確認したときは、住民投票実施請求署名簿証明書を請求代表者に交付しなければなりません。

(住民投票の執行)

第 11 条 住民投票は、市長が執行するものとする。

2 市長は、住民投票を実施するときは速やかにその旨を告示しなければならない。

3 市長は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条の 2 の規定に基づき、その権限に属する住民投票の管理及び執行に関する事務の一部を協議により選挙管理委員会に委任することができる。

【解説】

●本条は、住民投票の執行者と住民投票の管理及び執行に関する事務の一部について、地方自治法の規定に基づき選挙管理委員会に委任することができることを明らかにするものです。

(1) 第 1 項について

住民投票の執行者を明らかにするものです。

(2) 第 2 項について

住民投票の実施が決定したときは、市長は速やかにその要旨を公表することを定めるものです。なお、この告示日が投票日を決める基準日となります。

(3) 第 3 項について

地方自治法の規定に基づき住民投票の管理及び執行に関する事務の一部を選挙管理委員会に委任することを定めるものです。「住民投票の管理及び執行に関する事務」とは、住民投票の実施を請求する際に必要な署名の審査に係る事務及び投開票事務全般などになります。

協議により選挙管理委員会に委任することとしたのは、選挙管理委員会は選挙の投票及び開票に係る事務に関する実績と経験があることに加え、投開票についての客観性や透明性を確保し住民投票の公正な実施を担保するためです。

(住民投票の期日)

第12条 市長は、前条第2項の規定による告示を行った日の翌日から起算して30日を経過して90日を超えない範囲内において住民投票の期日(以下「投票日」という。)を定めるものとする。

2 市長は、前項の規定により投票日を定めたときは、当該投票日の7日前までに告示しなければならない。

3 市長は、第1項の投票日に衆議院議員若しくは参議院議員の選挙、北海道の議会の議員若しくは知事の選挙又は市の議会の議員若しくは長の選挙が行われるとき、その他市長が特に必要があると認めるときは、投票日を変更することができる。

4 市長は、前項の規定により投票日を変更したときは、当該変更後の投票日を速やかに告示しなければならない。

【解説】

●本条は、住民投票の投票日について定めたものです。

(1) 第1項について

住民投票の実施にあたっては、投開票所の準備、投開票事務従事者の確保や投票資格者名簿の調製等の事務的な準備期間が必要となります。住民投票の実施が決定してから時間が経過しすぎると、市民の関心が薄れる可能性や市政に関する重要な事項の意思決定の遅れが懸念されますが、その一方で、住民が十分な判断基準をもち熟考のうえ投票するためには、事案について十分周知するための期間や、住民間での議論等をする期間として、ある程度の日数を必要とします。これらのことを考慮し、住民投票の実施を決定し、その告示をした日から起算して30日を経過し90日を超えない範囲で住民投票の期日を設定することとします。

(2) 第2項について

住民投票日の告示については、北見市の議会の議員及び長の選挙と同様、7日前とします。

(3) 第3項について

住民投票の投票日に国や地方の選挙が行われることとなったときは、市長は投票日を変更することができることを定めています。これは、公職選挙法の規定により、選挙人以外には選挙の投票所へ入れないため、選挙と住民投票を同日に実施すると未成年者や外国人には別に投票所を設けなくてはなりません。このことから、住民投票の投票日に衆議院議員若しくは参議院議員の選挙、北海道の議会の議員若しくは知事の選挙又は市の議会の議員若しくは長の選挙が行われるとき、その他市長が特に必要があると認めるときは、投票日を変更することができることとします。

(4) 第 4 項について

投票日を変更した場合は、速やかに告示することとします。

<参考>公職選挙法の選挙期日（投票日）

- (1) 衆議院・参議院、地方公共団体の議会議員、長の任期満了による選挙は、任期が終る日の前 30 日以内
- (2) 衆議院・地方公共団体の議会の解散による選挙は、解散日から 40 日以内
- (3) 市町村の設置（合併等）による議会議員、長の選挙等は、市町村の設置等の日から 50 日以内

(投票所)

第 13 条 投票所は、市長の指定した場所に設ける。

【解説】

●本条は、投票所の指定について定めたものです。

投票所は、北見市公職選挙法等執行規程で規定している投票区で市長が定める場所とします。

(投票資格者名簿の調製)

第 14 条 市長は、第 12 条第 1 項の規定により投票日を定めたときは、規則の定めるところにより投票資格者名簿を調製しなければならない。

2 第 9 条第 2 項から第 5 項の規定は、投票資格者名簿の抄本の閲覧及び異議の申出について準用する。

3 市長は、投票資格者名簿に登録されている者について、次の場合に該当するに至ったときは、直ちに投票資格者名簿にその旨の表示をしなければならない。

- (1) 第 3 条各号に規定する者でなくなったことを知ったとき。
- (2) 市の住民基本台帳の記録から削除されたことを知ったとき。
- (3) 第 1 項の投票資格者名簿の調製時において登録の要件を満たしていないことを知ったとき。

【解説】

●本条では、投票に当たって、投票資格者の範囲を確定するための投票資格者名簿の調製の方法等について定めています。

(1) 第 1 項について

市長は、投票日を定めたときは投票資格者名簿を調製しなければならないこととしています。投票資格者名簿は、投票日の告示日の前日現在を基準日（年齢については、住民投票の投票日）として、投票資格者を登録した名簿であり、投票資格者の氏名、住所、性別、生年月日等が記載されています。

(2) 第 2 項について

投票資格者名簿の閲覧及び異議申出等については、署名審査名簿の規定を準用することとします。

(3) 第 3 項について

投票資格者名簿を調製した日以降、投票資格者名簿の記載内容に変更や誤りのあった場合は、直ちに、その記載を修正又は訂正します。

(投票資格者でない者の投票)

第 15 条 投票資格者名簿に登録されていない者は、投票をすることができない。

【解説】

●本条は、住民投票にあたり投票することができない者について定めています。

第 3 条に規定している投票資格者で投票資格者名簿に登録されている者であれば投票することができます。住民投票の投票をするためには、単に投票資格を有していることのみでは足りず投票資格者名簿に登録されていない者は、投票をすることができません。ただし、第 14 条第 2 項に規定しているように当然、登録すべき要件が具備されていながら、登録されていない者は、補正登録を行います。

また、住民投票の投票資格者は北見市の住民である必要がありますので、投票資格者名簿に登録された者であっても、投票当日、既に北見市の住民でなくなった者は投票することができません。

(投票の方法)

第 16 条 住民投票の投票は、一の事項に対して 1 人 1 票の投票とし、秘密投票とする。

2 住民投票の投票を行う投票資格者(以下この条及び次条において「投票人」という。)は、投票日に自ら投票所に行き、投票資格者名簿又はその抄本の対照を経なければ、投票をすることができない。

3 投票人は、投票人の自由な意思に基づき、所定の欄に自ら○の記号を記載しなければならない。

4 点字による投票の方法は、規則で定める。

5 前 2 項の規定にかかわらず、心身の故障その他の事由により、自ら投票用紙に○の記号を記載することができない投票人は、代理投票をすることができる。

【解説】

●本条は、投票資格者が投票を行うときの基本的な事項について規定したものです。

(1) 第 1 項について

投票資格者が投票できる票数を明らかにするとともに投票の方法を定めるものです。公職選挙法第 36 条では、投票は各選挙につき 1 人 1 票に限ると規定されていること、また、憲法第 15 条第 4 項では、すべての選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない

とされていることから、これを参考に住民投票における投票は1人1票の秘密投票とします。

(2) 第2項について

第17条に定める不在者投票の場合を除き、原則として、投票資格者は、投票日（期日前投票を含む。）に自ら投票所に行き投票資格者名簿又はその抄本の対照を経て投票をしなければならないこととします。

(3) 第3項について

投票の記載方法については、日本国憲法の改正手続に関する法律（平成19年法律第51号）における投票用紙の記載方法と同じく、市長が定めた様式の投票用紙に印刷された欄内に○の記号を付ける方法を採用しています。記載方法を簡単にするにより、無効投票の減少や開票作業時間の短縮も期待できます。

(4) 第4項及び第5項について

選挙における投票は、秘密投票主義であることから選挙人自ら投票用紙に記載することが原則とされています。しかし、身体の故障や字が読めないなどにより自書することができない者についても投票の機会を与えるための例外措置として、選挙と同様に点字投票・代理投票をすることができることとしています。

（期日前投票等）

第17条 前条第2項の規定にかかわらず、投票人は規則の定めるところにより、期日前投票又は不在者投票を行うことができる。

【解説】

●本条は、期日前投票及び不在者投票の実施について規定したものです。

期日前投票、不在者投票は、選挙の当日、一定の事由（仕事・冠婚葬祭・レジャー・疾病・負傷・妊娠等によって歩行が困難である場合等）によって投票所に行き投票することができない選挙人又は身体に重度の障害がある選挙人のために、投票日の前でも投票することができる制度であり、これを参考に住民投票においても期日前投票、不在者投票を行うことができることとしています。

(無効投票)

第 18 条 次のいずれかに該当する投票(点字による投票を除く。)は、無効とする。

- (1) 所定の投票用紙を用いないもの
- (2) ○の記号以外の事項を記載したもの
- (3) ○の記号のほか、他事を記載したもの
- (4) ○の記号を投票用紙の複数の欄に記載したもの
- (5) ○の記号を投票用紙の選択肢のいずれかに記載したのか判別し難いもの
- (6) 白紙投票

【解説】

●本条は、住民投票の形式的無効要因を列挙したものです。

公職選挙法第 68 条第 1 項における、衆参両議院議員の選挙以外の選挙の投票についての無効投票の規定と同様、所定の投票用紙が使用されていることや適法な記載であること等の形式的な要件を備えていなければならないとするものです。

(開票所)

第 19 条 開票所は、市長の指定した場所に設ける。

【解説】

●本条は、開票所の指定について定めたものです。

開票所では、区域内の各投票所から集められた投票箱を開いて投票の点検が行われます。開票所は市長が指定した場所に設けることとします。

(情報の提供)

第 20 条 市長は、住民投票を実施する際には、当該住民投票に関する必要な情報を市の広報その他適当な方法により住民に提供しなければならない。

2 市長は、前項に規定する情報の提供に当たっては、公平性、中立性の保持に努めなければならない。

【解説】

●本条は、市長に、住民投票に関する情報提供の義務付けを定めたものです。

(1) 第 1 項について

住民投票は、市政に関する重要な事項について住民に直接その意思を問う制度であることから、住民が自らの意思に基づいて投票を行うには、対象事項に対する関心を高めるとともに住民の理解を深める必要があります。情報提供は、争点や論点を明らかにし、的確な判断を促すためには欠かせないものです。そのため、一般的に最も多くの情報を有していると考えられる市長に、市の情報を管理する立場として、広報紙への情報掲載のほか、本市ホームページへ掲載するなど、情報提供に努めることを義務付けます。

(2) 第 2 項について

住民投票の執行者である市長には、中立的な立場が求められます。市の情報を管理する立場として、公平性、中立性に十分留意し、住民に分かりやすい方法で積極的に提供する必要があります。

(投票運動)

第 21 条 住民投票に関する投票運動は、自由に行うことができる。ただし、買収、脅迫等により投票資格者の自由な意思が拘束され、若しくは不当に干渉され、又は住民の平穏な生活環境が侵害されるものであってはならない。

【解説】

●本条は、住民投票に関する投票運動について定めたものです。

住民投票における投票運動は、公職選挙法の制限がないことから、基本的に自由です。また、公職選挙法で禁止されている戸別訪問も住民同士が直接議論できる効果的な情報提供手段であることから、住民投票においては自由に行えます。

しかし、公正かつ活発な投票運動が行われるためには、買収、脅迫、大音量での連呼や街頭演説など、平穏な市民生活を損なうおそれの行為は行ってならないことは当然のことです。結果を尊重する諮問型の住民投票においては、罰則まで設けることは適当でないとの考えで、訓示規定にしています。

ただし、脅迫などの悪質な行為については、刑法など、他の法令の規制や罰則が適用されることがあります。

(成立要件)

第 22 条 住民投票は、一の事項について投票した者の総数が投票資格者名簿に登録されている投票資格者の総数の 2 分の 1 に満たないときは、成立しないものとする。

2 住民投票が成立しない場合、開票事務その他の事務は行わない。

【解説】

●本条は、住民投票の成立要件及び開票事務について定めたものです。

(1) 第 1 項について

住民投票の対象事項は、「市政に関する重要な事項」であること、また、投票結果について、議会と市長等に尊重義務を課していることなどから、少なくとも半数以上の住民が投票に参加しなければ、住民の総意とは言えないと考え、投票の成立は、投票資格者総数の 2 分の 1 以上の投票総数が必要との基準を設けています。

(2) 第 2 項について

不成立の場合でも開票したときは、少数派の意見について何らかの政治的影響が生じる可能性があることや、結果の取り扱いについて市政に混乱を招くおそれがあることなどから、開票作業は行わないこととします。

(住民投票結果の告示及び通知)

第 23 条 市長は、住民投票の結果が確定したときは、直ちにこれを告示するとともに、第 4 条第 1 項の請求にあっては請求代表者に、同条第 2 項の請求にあっては議会の議長にこれを通知しなければならない。

【解説】

●本条は、投票結果の告示等の手続について定めたものです。

住民投票の結果が確定したときは、直ちに告示することで広く住民に周知することとしています。

また、その結果について、住民投票を請求した代表者と、議会請求の場合は議会の議長に通知することとしています。

(投票結果の尊重)

第 24 条 議会及び市長等（北見市まちづくり基本条例第 2 条第 2 号に規定する市長等をいう。）は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

【解説】

●本条は、成立した住民投票の結果の尊重について定めたものです。

投票結果の尊重義務とは、住民投票の結果に法的拘束力はありませんが、住民投票の結果を慎重に検討し、これに十分な考慮を払いながら、議会や市長等が意思決定を行うことです。

住民投票の結果を慎重に検討し、十分な尊重義務を果たした上で、住民投票の結果と異なる決定がなされる可能性はありますが、議会及び市長等は、それぞれの意思決定について、住民に対して明確な説明責任を果たす必要があります。

(再請求等の制限期間)

第 25 条 住民投票が実施されたときは、その結果が告示された日から 2 年が経過するまでの間は、同一の事項又は同旨の事項について第 4 条第 1 項から第 3 項までの規定による請求又は発議を行うことができない。

【解説】

●本条は、住民投票が行われた事案についての再請求の制限期間について定めたものです。

住民投票の結果は、ある程度の時間が経過し、実施した状況や条件によほどの変化がない限り、示された総意がすぐに大きく変化することはないものと考え、単なる多数意見が形成されたものではなく、多くの住民の労力、時間、費用を費やした上での住民の総意として示されたものであることから、投票の結果には、一定の効力期間を定める必要があります。

また、議会や市長が尊重義務を果たすためにも一定の検討期間が必要であることから、同旨の請求又は発議の禁止期間を 2 年としています。

(投票及び開票)

第 26 条 この条例に定めるもののほか、住民投票の投票及び開票に関し必要な事項は、公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号)、公職選挙法施行令(昭和 25 年政令第 89 号)及び公職選挙法施行規則(昭和 25 年総理府令第 13 号)並びに北見市公職選挙法等執行規程(平成 18 年選挙管理委員会告示第 5 号)の規定の例による。

【解説】

- 本条は、この条例に定めるもののほか、住民投票の投票及び開票の手続が公職選挙法、公職選挙法施行令、公職選挙法施行規則及び北見市公職選挙法等執行規定の例によることを定めたものです。

(委任)

第 27 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は規則で定める。

【解説】

- 本条は、この条例に定めるもののほか、住民投票に係る手続や様式等を別途規則で定めることとします。

住民投票の実施請求や署名及び投開票事務に係る詳細な手続や様式等を定めた、北見市住民投票条例施行規則(平成 27 年 11 月 20 日規則第 66 号)を制定し、本条例の施行日と同日に施行しています。

附則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

【解説】

- この附則は、先の条文で規定する内容に対し付随的な事項を定めるものです。

本条例の施行日は規則で定めることとし、施行規則の制定や選挙管理委員会への委任協議などを行い、北見市住民投票条例の施行期日を定める規則(平成 27 年 11 月 20 日規則第 65 号)を制定し、平成 27 年 12 月 1 日に施行しています。